

催物の開催制限等の緩和に伴う文化施設の使用条件の見直しについて（議題）

文化施設は、令和 2 年 6 月 8 日の施設貸出の再開以降、新型コロナウイルス感染症予防対策として、施設使用可能人数等の使用条件を定めている。

9 月 19 日に、国のイベントに関する基準が緩和されることに伴い、これに対応するため、下記のとおり、施設種別ごとに使用条件の見直しを行う。

なお、本見直しは 11 月末までの取り扱いとし、12 月以降については、改めて検討を行う。

記

1 ホール・劇場・展示室の使用について

- ・現在は、原則として観客席数の 50%以下。

⇒令和 2 年 9 月 19 日から、全席使用を可とする。ただし、出演者と客席の距離を十分に確保する。

*使用条件に関わらず、公演、展覧会等の開催支援のための使用料減額措置は、令和 3 年 3 月 31 日まで継続する。

2 練習室・音楽室・けいこ場の使用について

- ・現在は、原則として通常使用人数の 50%以下。発声を伴う合唱や演劇・管楽器・ダンスの練習等は、複数人による使用不可。

⇒通常使用人数の 50%以下の使用条件を継続。令和 2 年 10 月 1 日から、これまで使用不可とされていた活動について、30 分に一度換気を 5 分以上行うなど、各業種別ガイドラインに基づいた対策を行うことを条件に使用可とする。

3 会議室、和室・茶室等の使用について

- ・現在は、原則として通常使用人数の 50%以下。（水分補給以外の）飲食（茶道含む）を伴う使用不可。

⇒（水分補給以外の）飲食（茶道含む）を伴う使用については、通常使用人数の 50%以下の使用条件を継続。それ以外の使用は、準備が整い次第、通常人数での使用可とする。

※利用者の体調確認、マスク着用・手指消毒、利用者情報の記録・保管などの利用基準は、主催者の責任において、引き続き遵守するものとする。

※[令和 2 年 9 月 11 日発出、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長からの事務連絡「11 月末までの催物の開催制限等について」別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙 4「感染防止のチェックリスト」](#)の遵守を求めるものとする。